

政令第 号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十四条第一項、第十六条第一項及び第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第一号ハ中「フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X六二二三に適合する幅九  
十ミリメートルのものに限る。以下同じ。）又は」を削り、同号ニ中「別表一の項リ」を「別表一の項チ」  
に改め、同条第三項第三号ホ中「フレキシブルディスクカートリッジ又は」を削り、同号ヘ中「別表七の項  
チ」を「別表七の項ト」に改め、同項第四号イ中「ハまで」の下に「及びヘ」を、「方法」の下に「（同号  
ヘに掲げる方法にあつては、電子開示請求の場合に限る。）」を加え、同号ロ中「別表七の項リ」を「別表  
七の項チ」に改め、同号ハ中「別表七の項ヌ」を「別表七の項リ」に改め、同号ニ中「別表七の項ル」を  
「別表七の項ヌ」に改め、同号ホ中「別表七の項ヲ」を「別表七の項ル」に改める。

別表一の項を次のように改める。

一 文書又は図画 (二の項から四 の項まで又は八 の項に該当する ものを除く。)	イ 閲覧 □ 撮影した写真フィルムを印 画紙に印画したものの閲覧	百枚までごとにつき百円 一枚につき百円に十二枚までごとに七百六十円 をえた額
二 複写機により用紙にカラー で複写したものの交付	ハ 複写機により用紙にカラー で複写したものの交付	用紙一枚につき二十円 (A二判については百四十円、A一判については八十円)
ホ 撮影した写真フィルムを印 画紙に印画したものの交付  加えた額	五十円、A一判については百八十円  一枚につき百二十円 (縦二百三ミリメートル、 横二百五四ミリメートルのものについては、 五百二十円) に十二枚までごとに七百六十円を	用紙一枚につき十円 (A二判については四十円、A一判については八円)

ヘスキヤナにより読み取つて

一枚につき百円に当該文書又は図画一枚ごとに

できた電磁的記録を光ディスク

十円を加えた額

ク（日本産業規格X〇六〇六

及びX六二一八一に適合する直

径百二十ミリメートルの光

ディスクの再生装置で再生す

ることが可能なものに限

る。）に複写したものの交付

トスキャナにより読み取つて

できた電磁的記録を光ディス

ク（日本産業規格X六二四一

に適合する直径百二十ミリ

メートルの光ディスクの再生

一枚につき百二十円に当該文書又は図画一枚ごとに十円を加えた額

装置で再生することが可能な

ものに限る。) に複写したも

の交付

チ 情報通信技術活用法の適用

による方法

別表七の項を次のように改める。

七 電磁的記録 (五の項、六の 項又は八の項に 該当するものを 除く。)		イ 用紙に出力したものの閲覧 ロ 専用機器により再生したも のの閲覧又は視聴		用紙百枚までごとにつき二百円 一ファイルにつき四百十円	
ニ 用紙にカラーで出力したも のを除く。)		ハ 用紙に出力したもののが交付 (ニに掲げる方法に該当する ものを除く。)		用紙一枚につき十円	
用紙一枚につき二十円					

のの交付

<p>ホ 光ディスク（日本産業規格 X〇六〇六及びX六二一八一に 適合する直径百二十ミリメー トルの光ディスクの再生装置 で再生することが可能なもの に限る。）に複写したものの 交付</p> <p>ヘ 光ディスク（日本産業規格 X六二四一に適合する直径百 二十ミリメートルの光ディス クの再生装置で再生すること が可能なものに限る。）に複</p>	<p>一枚につき百円に一ファイルごとに二百十円を 加えた額</p>
<p>一枚につき百二十円に一ファイルごとに一百十 円を加えた額</p>	

		写したものの交付
ヌ　幅八ミリメートルの磁気	リ　幅十二・七ミリメートルの 磁気テープカートリッジに複 写したものの交付	ト　電子情報処理組織を使用す る方法
一巻につき千八百円（日本産業規格X六一四二	一巻につき八百円（日本産業規格X六一三五に 適合するものについては二千五百円、国際規格 一四八三三、一五八九五又は一五三〇七に適合 するものについてはそれぞれ八千六百円、一万 五百円又は一万二千九百円）に一ファイルごと に二百十円を加えた額	一ファイルにつき二一百十円 を加えた額

		テープカートリッジに複写したものへの交付
		に適合するものについては二千六百円、国際規格一五七五七に適合するものについては三千二百円）に一つファイルごとに一百十円を加えた額

ル 帯三・八一ミリメートルの  
磁気テープカートリッジに複  
写したものへの交付

一巻につき五百九十円（日本産業規格X六一二九、X六一三〇又はX六一三七に適合するものについては、それぞれ八百円、千三百円又は千七百五十円）に一つファイルごとに一百十円を加えた額

## 附 則

### （施行期日）

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

### （経過措置）

2 この政令による改正後の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示請求

求について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）（抄）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

改正案

現行

（傍線の部分は改正部分）

（行政文書の開示の実施の方法）

第九条 （略）

2 次の各号に掲げる文書又は図画の法第十四条第一項（第一号

ニにあつては、同項及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第七条第一項）の規定による開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 文書又は図画（次号から第四号まで又は第四項に該当するものを除く。）次に掲げる方法（口からニまでに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、行政機関がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限り、ニに掲げる方法にあつては情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があつた場合（以下「電子開示請求の場合」という。）に限る。）

イ・ロ （略）

ハ 当該文書又は図画をスキヤナにより読み取つてできた電磁的記録を

光ディスク（日本産業規格X○六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能

（行政文書の開示の実施の方法）

第九条 （同上）

2 次の各号に掲げる文書又は図画の法第十四条第一項（第一号ニにあつては、同項及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第七条第一項）の規定による開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 文書又は図画（次号から第四号まで又は第四項に該当するものを除く。）次に掲げる方法（口からニまでに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、行政機関がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限り、ニに掲げる方法にあつては情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があつた場合（以下「電子開示請求の場合」という。）に限る。）

イ・ロ （同上）

ハ 当該文書又は図画をスキヤナにより読み取つてできた電磁的記録を

規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。（以下同じ。）又は光ディスク（日本産業規格X○六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能

なものに限る。次項第三号ホにおいて同じ。）に複写したものの交付

二 当該文書又は図画の開示の実施を情報通信技術活用法第七条第一項の規定により情報通信技術活用法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法（別表一の項チにおいて「情報通信技術活用法の適用による方法」という。）

3 二（四）（略）

次の各号に掲げる電磁的記録についての法第十四条第一項の政令で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一・二（略）

三 電磁的記録（前二号、次号又は次項に該当するものを除く。）次に掲げる方法であつて、行政機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの（ヘに掲げる方法にあつては、電子開示請求の場合に限る。）

イ・ニ（略）

ホ 当該電磁的記録を

光ディスクに複写したものとの交付

ヘ 当該電磁的記録を電子情報処理組織（行政機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法（別表七の項トにおいて「電子情報処理組織を使用する方法」という。）

四 電磁的記録（前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。）次に掲げる方法であつて、行政機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ 前号イからハまで及びヘに掲げる方法（同号ヘに掲げる

なものに限る。次項第三号ホにおいて同じ。）に複写したものの交付

二 当該文書又は図画の開示の実施を情報通信技術活用法第七条第一項の規定により情報通信技術活用法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法（別表一の項リにおいて「情報通信技術活用法の適用による方法」という。）

3 二（四）（同上）

次の各号に掲げる電磁的記録についての法第十四条第一項の政令で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一・二（同上）

三 電磁的記録（前二号、次号又は次項に該当するものを除く。）次に掲げる方法であつて、行政機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの（ヘに掲げる方法にあつては、電子開示請求の場合に限る。）

イ・ニ（同上）

ホ 当該電磁的記録を

光ディスクに複写したものとの交付

ヘ 当該電磁的記録を電子情報処理組織（行政機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法（別表七の項チにおいて「電子情報処理組織を使用する方法」という。）

四 電磁的記録（前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。）次に掲げる方法であつて、行政機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ 前号イからハまで  
に掲げる方法

方法にあつては、電子開示請求の場合に限る。)

口 当該電磁的記録を幅十二・七ミリメートルのオープンリールテープ（日本産業規格X六一〇三、X六一〇四又はX六一〇五に適合する長さ七百三十一・五二メートルのものに限る。別表七の項ヲにおいて同じ。）に複写したものの交付

ハ 当該電磁的記録を幅十二・七ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X六一二三、X六一三二若しくはX六一三五又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）一四八三三、一五八九五若しくは一五三〇七に適合するものに限る。別表七の項リにおいて同じ。）に複写したものの交付

二 当該電磁的記録を幅八ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X六一四一若しくはX六一四二又は国際規格一五七五七に適合するものに限る。別表七の項ヌにおいて同じ。）に複写したものの交付

ホ 当該電磁的記録を幅八ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X六一二七、X六一二九、X六一三〇又はX六一三七に適合するものに限る。別表七の項ルにおいて同じ。）に複写したものの交付

別表4  
行政文書の種別  
(第十三条関係)

行政文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
一 文書又は図画（二の項から四の項まで又は八の項に該当するものと除く。）	イ 閲覧	百円
ハ 複写機により	ロ 撮影した写真 ブ イルムを印画 紙に印画したもの	六十円を加えた額
用紙一枚につき十円	二枚につき百円に十 二枚までごとに七百	六十円を加えた額

別表4  
行政文書の種別  
(第十三条関係)

行政文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
一 文書又は図画（二の項から四の項まで又は八の項に該当するものと除く。）	イ 閲覧	百円
ハ 複写機により	ロ 撮影した写真 ブ イルムを印画 紙に印画したもの	六十円を加えた額
用紙一枚につき十円	二枚につき百円に十 二枚までごとに七百	六十円を加えた額

別表4  
行政文書の種別  
(同上)

口 当該電磁的記録を幅十二・七ミリメートルのオープンリールテープ（日本産業規格X六一〇三、X六一〇四又はX六一〇五に適合する長さ七百三十一・五二メートルのものに限る。別表七の項リにおいて同じ。）に複写したものの交付

ハ 当該電磁的記録を幅八ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X六一四一若しくはX六一四二又は国際規格一五七五七に適合するものに限る。別表七の項ヌにおいて同じ。）に複写したものの交付

ホ 当該電磁的記録を幅八ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X六一二七、X六一二九、X六一三〇又はX六一三七に適合するものに限る。別表七の項ルにおいて同じ。）に複写したものの交付

別表4  
行政文書の種別  
(第十三条関係)

行政文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
一 文書又は図画（二の項から四の項まで又は八の項に該当するものと除く。）	イ 閲覧	百円
ハ 複写機により	ロ 撮影した写真 ブ イルムを印画 紙に印画したもの	六十円を加えた額
用紙一枚につき十円	二枚につき百円に十 二枚までごとに七百	六十円を加えた額

日本産業規格X を光ディスク(	へスキヤナによ り読み取つてで きた電磁的記録	用紙に複写した ものの交付(二 に掲げる方法に 該当するものを 除く。)	
		二 用紙に複写機により 複写したもの の交付	用紙に複写した写真 ホ 本 撮影した写真 用紙一枚につき二十 円(A二判について は百四十円、A一判 については百八十円)
額	該文書又は図画一枚 ごとに十円を加えた	一枚につき百円に当 ごとに百円に当 た額	一枚につき百二十円 (縦二百三ミリメー トル、横二百五十四 ミリメートルのもの については、五百二十 円)に十二枚まで ごとに七百六十円を 加えた額

日本産業規格X を光ディスク(	ト スキヤナによ り読み取つてで きた電磁的記録	用紙に複写した ものの交付(二 に掲げる方法に 該当するものを 除く。)	
		二 用紙に複写機により 複写したもの の交付	用紙一枚につき二十 円(A二判について は百四十円、A一判 については百八十円)
額	該文書又は図画一枚 ごとに十円を加えた	一枚につき百円に当 た額	一枚につき五十円に 一枚につき百円に当 た額

七 電磁的記録	二~六 (略)										
		ト スキヤナによ り読み取つてで きた電磁的記録 を光ディスク(一 日本産業規格X 六二四一に適合 する直径百二十 ミリメートルの 光ディスクの再 生装置で再生す ることが可能な ものに限る。)一 に複写したもの の交付	ト スキヤナによ り読み取つてで きた電磁的記録 を光ディスク(一 日本産業規格X 六二四一に適合 する直径百二十 ミリメートルの 光ディスクの再 生装置で再生す ることが可能な ものに限る。)一 に複写したもの の交付	六二八一に適合 する直径百二十 ミリメートルの 光ディスクの再 生装置で再生す ることが可能な ものに限る。)一 に複写したもの の交付	六二八一に適合 する直径百二十 ミリメートルの 光ディスクの再 生装置で再生す ることが可能な ものに限る。)一 に複写したもの の交付	○六〇六及びX					
引 用紙に出力し	(略)	チ 情報通信技術 による方法 活用法の適用に よる方法	の交付 に複写したもの の交付 に複写したもの の交付 に複写したもの の交付 に複写したもの の交付 に複写したもの の交付 に複写したもの の交付	一枚につき百二十円 に当該文書又は図画 えた額	一枚につき百二十円 に当該文書又は図画 えた額	一枚につき百二十円 に当該文書又は図画 えた額	一枚につき百二十円 に当該文書又は図画 えた額	一枚につき百二十円 に当該文書又は図画 えた額	一枚につき百二十円 に当該文書又は図画 えた額	一枚につき百二十円 に当該文書又は図画 えた額	一枚につき百二十円 に当該文書又は図画 えた額
用紙百枚までごとに	(略)	枚につき十円 当該文書又は図画一									

七 電磁的記録	二~六 (同上)										
		ト スキヤナによ り読み取つてで きた電磁的記録 を光ディスク(一 日本産業規格X 六二四一に適合 する直径百二十 ミリメートルの 光ディスクの再 生装置で再生す ることが可能な ものに限る。)一 に複写したもの の交付									
引 用紙に出力し	(同上)	チ 情報通信技術 による方法 活用法の適用に よる方法	一枚につき十円 当該文書又は図画一								
用紙百枚までごとに	(同上)	一枚につき十円 当該文書又は図画一									

(五の項、六の項又は八の項)に該当するものを除く。

口	専用機器によ り再生したもの の閲覧又は視聴	ハ	用紙に出力し たものの交付（ ニに掲げる方法 に該当するもの を除く。）	百十円
二	用紙にカラーパ ト出力したもの の交付	二	用紙にカラーパ ト出力したもの の交付	百十円
日本産業規格X	光ディスク（ の交付 に複写したもの のに限る。） ることが可能な 生装置で再生す ることが可能な 光ディスクの再 生装置で再生す ることが可能な ミリメートルの 六二八一に適合 する直径百二十 〇六〇六及びX ホ	日本産業規格X	光ディスク（ の交付 に複写したもの のに限る。） することが可能な 生装置で再生す ることが可能な 光ディスクの再 生装置で再生す ることが可能な ミリメートルの 六二八一に適合 する直径百二十 〇六〇六及びX 日本産業規格X	用紙一枚につき百 円を加えた額
に一枚につき百二十円	に一枚につき百二十円	円	用紙一枚につき百 円を加えた額	用紙一枚につき百 円

(五の項、六の項又は八の項に該当するものを除く。)

六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるが、複写したものはに限る。)に複写したものに限る。)	ト電子情報処理組織を使用する方法	チ幅十二・七ミ	リメートルのオーブンリールテープに複写したもの	リツジに複写したもの	たものの交付	日本産業規格X六一円、国際規格一四八三三、一五八九五又は一五三〇七に適合するものについては二千五百	日本産業規格X六一円、国際規格一四八三三、一五八九五又は一五三〇七に適合するものについては二千五百	日本産業規格X六一円、国際規格一四八三三、一五八九五又は一五三〇七に適合するものについては二千五百	百十円	一百十円を加えた額

六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるが、複写したものはに限る。)に複写したものに限る。)	ト電子情報処理組織を使用する方法	チ幅十二・七ミ	リメートルのオーブンリールテープに複写したもの	リツジに複写したもの	たものの交付	日本産業規格X六一円、国際規格一四八三三、一五八九五又は一五三〇七に適合するものについては二千五百	日本産業規格X六一円、国際規格一四八三三、一五八九五又は一五三〇七に適合するものについては二千五百	日本産業規格X六一円、国際規格一四八三三、一五八九五又は一五三〇七に適合するものについては二千五百	百十円	一百十円を加えた額

備考 (略)	八・九 (略)										
	(略)	ル	幅三・八一ミ	一卷につき五百九十	円(日本産業規格X	六一二九、X六一三	円(日本産業規格X	六一二九、X六一三	百円)に一百十円を加	ごとに二百十円を加	えた額
	(略)	リ	リメートルの磁	適合するものについ	○又はX六一三七に	円、千三百円又は千	円、千三百円又は千	円(日本産業規格X	百円)に一百十円を加	ごとに二百十円を加	えた額
	(略)	リ	リツジに複写し	ては、それぞれ八百	円又はX六一三七に	円、千三百円又は千	円、千三百円又は千	円(日本産業規格X	百円)に一百十円を加	ごとに二百十円を加	えた額
	(略)	リ	リツジに複写し	たものの交付	たもの交付	たもの交付	たもの交付	たもの交付	たもの交付	たもの交付	たもの交付

備考 (同上)	八・九 (同上)										
	(同上)	ル	幅三・八一ミ	一卷につき五百九十	円(日本産業規格X	六一二九、X六一三	円(日本産業規格X	六一二九、X六一三	百円)に一百十円を加	ごとに二百十円を加	えた額
	(同上)	リ	リメートルの磁	適合するものについ	○又はX六一三七に	円、千三百円又は千	円、千三百円又は千	円(日本産業規格X	百円)に一百十円を加	ごとに二百十円を加	えた額
	(同上)	リ	リツジに複写し	ては、それぞれ八百	円又はX六一三七に	円、千三百円又は千	円、千三百円又は千	円(日本産業規格X	百円)に一百十円を加	ごとに二百十円を加	えた額
	(同上)	リ	リツジに複写し	たものの交付	たもの交付	たもの交付	たもの交付	たもの交付	たもの交付	たもの交付	たもの交付